

◆ 信用保証料助成

金融機関から融資を受けるため三重県信用保証協会の保証を得る場合に、保証協会に支払う保証料の一部を助成いたします。

- 【助成対象】 H24. 3. 1～H25. 1. 31の期間内に借入をし、支払った三重県信用保証協会の信用保証料
※分割で保証料を支払った場合は1年目(今回)に支払った保証料のみ対象となります。
- A. ①三重県が定めるセーフティネット関連制度融資保証
②国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号)
③『激甚災害』として指定された東北地方太平洋沖地震に伴う資金繰りの支援を目的としたセーフティネット制度融資保証
- B. 上記A以外でH24. 3. 1～H25. 1. 31の期間内に借入をし、三重県信用保証協会に保証料の支払いを実施した会員事業者
- 【申請期間】 H24. 6. 1 ～ H25. 1. 31 (予算枠に達した場合、受付は終了します)
- ※借入後 3ヶ月以内に申請
但し3～5月迄に借入をした場合は9月末までに申請
(注意)1月末頃の実施で信用保証決定のお知らせなど発行先からの書類が届かず申請
×切に間に合わない場合は申請書は、1月末迄に提出し添付書類は2月中旬迄に提出
すること
- 【助成金額】 三重県信用保証協会に支払った保証料の1/2の額(千円未満切捨て)
※但し、公的機関等からの助成金を受けた場合は保証料から、その額を差引いた金額の
1/2の額となります。

《注意事項》 公的機関等から信用保証料の助成金を受けた場合は保証料総額より
差引く為、その額を助成申請書にてご報告をお願い致します。

★助成額の算出方法について★

$$(\text{保証料総額}) - (\text{公的機関等からの助成額}) = \underline{\text{助成対象額}} \times 1/2 = \text{助成額}$$

(千円未満切捨て)

例) $200,000 - 150,000 = 50,000 \times 1/2 = 25,000$

助成申請額は、25,000円となります。

- 【助成限度額】 1社につき40万円を上限
※助成額が上限の40万円を超えない限り「再申請」出来ます。
- 【申請書類】 ①助成申請書
①信用保証決定のお知らせ【お客様用】(写)
②セーフティネット保証に係る認定書(写)・・・ A の場合のみ添付する
[不況業種指定等による場合]・・・中小企業信用保険法第2条第4項第1～8号の規定による認定申請書(写)
[激甚災害のうち直接被害を受けた場合]・・・市町、消防署等発行の「罹災証明書」(写)
[激甚災害のうち間接被害を受けた場合]・・・東日本大震災復興緊急保証認定の認定申請書(写)
- 【県・国の制度 セーフティネット保証の「認定」を受ける場合の手続き】
- ①会員が地方自治体(市・町)に三重県の「セーフティネット資金」または国の「セーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号)」の認定を申請
 - ②会員が上記①の認定書を受領(セーフティネット保証の認定書を保存)
 - ③会員が金融機関へ借入申込み
 - ④金融機関から信用保証協会へ書類提出
 - ⑤信用保証協会は金融機関へ「信用保証書」を発行
 - ⑥金融機関は融資実行時「信用保証決定のお知らせ【お客様用】・信用保証料計算書」等を会員へ送付
 - ⑦会員から県ト協へ信用保証料の助成を申請
 - ⑧県ト協から会員へ助成金を振込

※都合により保証料の還付を受けた場合や、申請内容が正常なものでないことが判明した場合には速やかに助成金の還付をお願いいたします。

住 所
事業者名
代表者名

印

信用保証料助成申請書

当社（私）は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証に伴う保証料額について貴協会の助成を受けたく、下記の通り申請します。

なお、公的機関等から助成を受けた場合には保証料総額より差引く為、下記の申請明細にて報告します。

また、都合により保証料の還付を受けた場合や申請内容が正常なものでないことが判明した場合には、速やかに助成金の返還をいたします。

助成金額

円(千円未満切捨て)

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額（借入の金額）	円	
借入金用途	運転・設備（○をする）	
保証制度		
セーフティネット保証（1～8号認定）	有・無（○をする）	
保証料率	%	貸出利率ではありません
借入金融機関	/ 支店	支店名まで記入
借入日	平成 年 月 日	
借入期間	年	据置期間を含む
(A) 保証料総額	円	
(B) 公的機関等からの助成金	円	※該当する場合のみ記入
(C) 助成対象金額	円	(A) - (B) = (C)
助 成 金 額	円	(C) × 1 / 2 (千円未満切捨て)

(注) (C) 助成対象金額の2分の1の額(千円未満切捨て) (上限40万円)
助成額が限度額の40万を超えない限り、再申請することが出来ます。

2. 添付書類

- 「信用保証決定のお知らせ【お客様用】」(写)
- セーフティネット保証に係る「認定書」(写)・・・セーフティネット保証融資を受けた場合のみ
 - ① 不況業種指定等による場合・・・中小企業信用保険法第2条第4項第1～8号の規定による認定申請書(写)
 - ② 激甚災害のうち直接被害を受けた場合・・・市町・消防署等発行の罹災証明書(写)
 - 激甚災害のうち間接被害を受けた場合・・・東日本大震災復興緊急保証認定の認定申請書(写)

3. 助成金の振込先

振込先金融機関名	口座名義	口座番号
	(フリガナ)	普通 ・ 当座
支店		No.

担当者名

連絡先 TEL()

-

申請期限 平成25年1月31日(必着)

240601